

サービス利用料金表

(名称: 特別養護老人ホーム 甲南山手)
(種類: 地域密着型介護老人福祉施設)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

なお、当施設の居住費は日額(北側)4,600円(南側)5,200円(南東側)5,430円、食費は日額1,700円(朝食262円、昼食630円、おやつ178円、夕食630円)と設定しております。

注 居住費及び食費につきましては、負担限度額認定を受けておられる場合、認定証に記載している負担限度額になります。

(ユニット型個室 1日当たり)

1.(参考) 基準となる利用額		要介護度 1 6,991円	要介護度 2 7,733円	要介護度 3 8,465円	要介護度 4 9,206円	要介護度 5 9,833円
2.サービス利用料に係る 自己負担額		699円	773円	847円	921円	983円
3.居室 に係る 自己負 担額	(第1段階)	820円				
	(第2段階)	820円				
	(第3段階)	1,640円				
	(第4段階)	4,600円 ※1				
4.食事 に係る 自己負 担額	(第1段階)	300円				
	(第2段階)	390円				
	(第3段階)	650円				
	(第4段階)	1,700円				
5.自己負担額合計 (2+3+4)		円	円	円	円	円

上記表の要介護度別サービス利用料金には、栄養マネジメント加算 15円、個別機能訓練加算 13円、精神科医療養指導加算 5円、看護体制加算 13円、サービス提供体制強化加算 13円、口腔機能維持管理加算 31円/月 が含まれておりません。

※1. 居室料はお部屋のタイプにより、増額いたします。(南側居室 600円/日、南東・南西居室 830円/日)

※2. サービス提供体制強化加算は、介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額及び公共料金等に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆一時外泊については外泊期間中、用意しなかった日数分の食費は利用料金から差引きます。但し、その間の居住費につきましては、自己負担額をお支払いいただきます。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆新規に入所された場合もしくは30日を超えて入院した後施設へ戻られた場合には最初の30日間分については、初期加算分として1日あたり31円をご負担して頂くこととなります。また、退所前後の指導や、退所時に相談援助の場合には、自己負担額の加算があります。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事の提供

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 特別な食事のために要した追加の料金

②理髪・美容院の出張サービス

ご希望により理髪・美容院の出張サービスをご利用いただけます。

利用料金: 実費

③貴重品の管理・事務手続き

ご契約者に対して、貴重品管理・行政事務手続き・支払い代行サービスを行います。

詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態: 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの: 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書、保険証、その他重要書類

○保管管理者: 施設長

○出納方法: 手続の概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成します。

・お預かり通帳については、ご自由に閲覧していただけます。

○行政手続き代行

・介護保険更新申請手続き、その他書類作成更新手続きなど

○支払い代行サービス

・往診時の診療治療代、薬代などの立替業務

○利用料金: 1か月当たり 1,350 円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

・買い物ツアー、一泊旅行、日帰り旅行

・クラブ活動 書道クラブ、華道クラブ(材料代等の実費をいただきます。)

⑤複写物の交付

ご契約者が、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には交付します。

実費相当額として1枚につき 10 円(ただし、カラー複写は 40 円)ご負担いただきます。

⑥日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外泊等による移送サービスを行います。

利用料金: タクシー利用の場合・実費タクシー代、施設送迎の場合・ガソリン代実費相当額

⑧ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、要介護認定と同額(居住費、食費を含む)頂きます。ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、要介護度 1 の料金(居住費、食費を含む)をいただきます。

なお、この期間中において介護保険による給付があった場合、介護保険給付額を控除することとします。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、1ヶ月前までにご説明します。